

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次

条 例

○公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例 (総務部人事課) 七

○北海道アウトドア活動振興条例 (総合企画部地域政策課) 一〇

○北海道観光のくにつくり条例 (経済部観光振興課) 一二

○北海道美しい景観のくにつくり条例 (建設部まちづくり推進課) 一四

○札幌医科大学条例の一部を改正する条例 (総務部総務課) 一七

○北海道税条例の一部を改正する条例 (総務部税務課) 一七

○低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (総務部税務課) 一八

○公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 (保健福祉部食品衛生課) 一八

○旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (保健福祉部食品衛生課) 一八

○北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例 (経済部企業誘致課) 一九

○北海道立学校条例の一部を改正する条例 (教育庁高校教育課) 二二

公布された条例のあらまし

◇公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例 (条例第五十四号)

一 趣旨

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の制定にかんがみ、公益法人等の業務に従事させるため、北海道職員等を派遣することができることとし、併せて当該職員の処遇等に関し必要な事項を定めることとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 職員派遣

- (一) 任命権者は、人事委員会規則で定める一定の団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務に従事させるため、職員を派遣することができることとした(第二条第一項関係)。
- (二) 派遣の対象とならない職員として法律により任期を定めて任用されている職員等を定めることとした(第二条第二項関係)。

2

退職派遣

- (三) 派遣先団体との取決めににおいて、派遣職員の派遣先団体における福利厚生及び業務の従事の状態の連絡に関する事項を定めることとした(第二条第三項関係)。
- (四) 派遣職員が派遣先団体の役職員の地位を失った場合等にあつては、派遣職員を職務に復帰させなければならないこととした(第三条関係)。
- (五) 派遣職員のうち、一定の業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができることとした(第四条関係)。
- (六) 職員派遣後職務に復帰した職員に関する休職期間等の給与に関する規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務を公務とみなすこととした(第五条関係)。
- (七) 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができることとした(第六条関係)。
- (八) 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合における退職手当に関する規定の適用については、派遣先団体での業務上の傷病又は死亡を公務上の傷病又は死亡とみなすこととした(第七条第一項関係)。
- (九) 派遣職員の職員派遣の期間については、派遣職員が派遣先団体から退職手当等の支払を受けた場合を除き、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算において、職員としての引き続いた在職期間から除算しないこととした(第七条第二項及び第三項関係)。
- (十) 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当の算定の基礎となる給料月額については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができることとした(第七条第四項関係)。
- (十一) 企業職員である派遣職員のうち、一定の業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当を支給することができることとした(第八条関係)。
- (十二) 任命権者は、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならないこととした(第九条関係)。

2

退職派遣

- (一) 退職派遣の対象となる株式会社又は有限会社(以下「特定法人」という。)は、人事委員会規則で定める一定の法人とする(第十条関係)。
- (二) 派遣の対象とならない職員として法律により任期を定めて任用されている職員等を定めることとした(第十一条関係)。
- (三) 退職派遣者が特定法人の役職員の地位を失った場合等にあつては、退職派遣者

を道に採用しなければならないこととした（第十二条関係）。

(四) 退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、引き続き職員として在職したものとみなしたならば懲戒免職処分に相当する事由に該当すると認められる場合にあつては、職員への再採用を保障しないこととした（第十三条関係）。

(五) 特定法人との取決めにおいて、退職派遣者の特定法人における福利厚生及び業務の従事状況の連絡に関する事項を定めることとした（第十四条関係）。

(六) 退職派遣後採用された職員に関する休職期間等の給与に関する規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務を公務とみなすこととした（第十五条関係）。

(七) 退職派遣者が職員として採用された場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができることとした（第十六条関係）。

(八) 退職派遣後採用された職員が退職した場合における退職手当に関する規定の適用については、特定法人での業務上の傷病又は死亡を公務上の傷病又は死亡とみなすこととした（第十七条関係）。

(九) 退職派遣者が職員として採用された場合における退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、退職手当に関する規程において職員としての期間を勤続期間として通算することとしている特定法人から採用した場合に限り、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は職員として引き続いた在職期間とみなすこととした（第十八条第一項関係）。

(十) 退職派遣者の特定法人役職員としての在職期間については、一般職員に適用される規定を準用して計算することとした（第十八条第二項関係）。

(十一) 職員が任命権者の要請に応じ特定法人の業務に従事するため退職し、引き続き特定法人役職員となった場合においては、退職手当は支給しないこととした（第十八条第三項関係）。

(十二) 任命権者は、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が職員して採用された場合における処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならないこととした（第十九条関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。ただし、二の二の規定は、平成十四年三月三十一日から施行することとした。

◇北海道アウトドア活動振興条例（条例第五十五号）

一 趣旨

アウトドア活動が人と自然とのふれあいを通じて心の豊かさや潤いを実感できる社会を実現していく上で重要であることにかんがみ、アウトドア活動の振興に関し、基

本理念を定め、道の責務及び道民、アウトドアガイド等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 基本理念

人と自然との共生、地域に根ざした個性豊かな人材の育成及び確保、北海道らしいライフスタイルの形成並びに関連する産業活動の活発化を基本理念として定めることとした（第三条関係）。

2 道の責務

(一) 道は、基本理念にのっとり、アウトドア活動の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有することとした（第四条第一項関係）。

(二) 道は、アウトドア活動の振興に関する施策を推進するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図らなければならないこととした（第四条第二項関係）。

3 道民等の役割

(一) 道民は、基本理念に対する理解を深め、アウトドア活動を通じて自然環境を保全する心を育てること及びアウトドア活動が生活に根ざした、北海道らしいライフスタイルを形成することの意義を認識するよう努めるものとする（第五条第一項関係）。

(二) アウトドア活動を行う者は、基本理念にのっとり、アウトドア活動を行う場合には、自ら安全に配慮し、自然環境を保全するとともに、地域の住民生活、産業活動等に配慮するよう努めるものとする（第五条第二項関係）。

4 アウトドアガイド及びアウトドア事業者の役割

(一) アウトドアガイド及びアウトドア事業者は、基本理念にのっとり、アウトドア活動を行う者にサービスを提供する場合には、安全に配慮した質の高いサービスを提供し、自然環境を保全するとともに、地域の住民生活、産業活動等に配慮するよう努めるものとする（第六条第一項関係）。

(二) アウトドアガイド及びアウトドア事業者は、アウトドア活動を行う者に対し、その安全の確保、自然環境の保全等のために必要な指導を行うよう努めるものとする（第六条第二項関係）。

5 振興推進計画の策定

(一) 知事は、アウトドア活動の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、振興推進計画を定めなければならないこととした（第七条第一項関係）。

(二) 振興推進計画は、施策の基本的事項について定めるものとする（第七条第二項関係）。

(三) 知事は、振興推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映

することができるよう必要な措置を講じなければならないこととした（第七条第三項関係）。

（四）知事は、振興推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした（第七条第四項関係）。

道民の理解の促進

6 道は、道民の理解の促進に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする（第八条関係）。

7 アウトドアガイドの育成

道は、優れたアウトドアガイドを育成するため、アウトドアガイドの知識及び技術を客観的に評価すること等により、その資質向上の意欲が高められ、かつ、その社会的評価の向上が促進されるような制度の構築その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする（第九条関係）。

8 アウトドア事業者の育成

道は、良質なアウトドア事業者を育成するため、アウトドア事業者が提供するサービスの内容を明らかにすること等により、その資質向上の意欲が高められるような制度の構築その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする（第十条関係）。

9 アウトドア活動を行う者等に対する普及啓発等

道は、アウトドア活動を行う者、アウトドアガイド及びアウトドア事業者が自然環境を保全し、及びその地域の住民生活、産業活動等に配慮してアウトドア活動等を行うよう、これらのものに対するマナー等の普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする（第十一条関係）。

10 環境の整備

道は、より多くの人がアウトドア活動を安全に、かつ、楽しく行うことができる環境を整備するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする（第十二条関係）。

11 推進体制の整備

道は、道民、アウトドアガイド、アウトドア事業者、行政機関等が互いに連携してアウトドア活動の振興に取り組むために必要な推進体制を整備するよう努めるものとする（第十三条関係）。

12 財政上の措置

道は、アウトドア活動の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする（第十四条関係）。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇北海道観光のくにづくり条例（条例第五十六号）

一 趣旨

観光の振興が豊かで活力ある地域社会の実現及び北海道経済の発展を図る上で重要であることにかんがみ、観光の振興に関し、基本理念を定め、道の責務並びに道民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 基本理念

観光の振興は、道民、観光事業者、観光関係団体及び行政機関が協働し、次に掲げる事項を基本として、道民及び観光客が共に楽しめる地域の特性を生かした個性豊かな観光地を形成するとともに、観光にかかわる産業を地域経済を牽引する産業とすることを旨として、推進されなければならないこととした（第二条関係）。

（一）自然、景観等の環境の保全に配慮しながら、それらの魅力を十分に活用すること。

（二）豊かな自然にはぐくまれた食の魅力を生かすこと。
すべての人々が安心して快適に観光ができるよう配慮すること。

2 道の責務

（一）道は、基本理念にのっとり、観光の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有することとした（第三条第一項関係）。

（二）道は、観光の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が参画する広域的な観光振興に関し総合調整を行うとともに、市町村相互の連携が図られるよう努めるものとする（第三条第二項関係）。

3 道民の役割

道民は、基本理念にのっとり、観光客を温かく迎えるよう努めるとともに、地域の観光資源を活用した観光地づくりに参画するよう努めるものとする（第四条関係）。

4 観光事業者の役割

（一）観光事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うよう努めるものとする（第五条第一項関係）。

（二）観光事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地域他産業との連携に配慮するものとする（第五条第二項関係）。

5 観光関係団体の役割

（一）観光関係団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うよう努めるものとする（第六条第一項関係）。

(二) 観光関係団体は、ホスピタリティの向上、観光客の誘致等に積極的に取り組む等観光の振興に貢献するよう努めるものとする(第六条第二項関係)。

6 施策の基本方針

道は、次に掲げる基本方針に基づき、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする(第七条関係)。

(一) 道民、観光事業者、観光関係団体及び行政機関が協働して行う取組を促進すること。

(二) 環境を保全し活用する取組を促進すること。

(三) 食の魅力を生かした取組を促進すること。

(四) 観光客が安心して快適に観光を行うことができる環境づくりを促進すること。

(五) 観光にかかわる産業の発展のための取組を促進すること。

(六) 国内及び海外からの観光客の誘致を促進すること。

(七) 観光に関する普及啓発及び学習機会の確保を図ること。

(八) 観光に関する基礎的データの収集及び調査を実施すること。

7 基本的な計画の策定

(一) 知事は、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本的な計画(以下「計画」という。)を定めなければならないこととした(第八条第一項関係)。

(二) 計画は、観光の振興に関する道の施策並びに道民、観光事業者及び観光関係団体の行動の指針について定めるものとする(第八条第二項関係)。

(三) 計画は、観光の振興に関する適切な目標について定めるものとする(第八条第三項関係)。

(四) 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならないこととした(第八条第四項関係)。

(五) 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道観光審議会の意見を聴かなければならないこととした(第八条第五項関係)。

(六) 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした(第八条第六項関係)。

8 財政上の措置

道は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする(第九条関係)。

9 北海道観光審議会

北海道における観光の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道観光審議会を引き続き置くこととし、北海道観光審議会条例は、廃止することとした(第三

章、附則第二項関係)。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇北海道美しい景観のくにつくり条例(条例第五十七号)

一 趣旨

美しい景観のくにつくりの推進が暮らしに豊かさや潤いをもたらし、魅力ある地域社会の実現を図る上で重要であることにかんがみ、美しい景観のくにつくりに関し、基本理念を定め、道の責務並びに道民及び事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、美しい景観のくにつくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 景観、景観づくり及び美しい景観のくにつくりの定義を定めることとした(第二条関係)。

2 基本理念

(一) 美しい景観のくにつくりは、生成りの良さを生かした景観又は生活に根ざした景観を目指して推進されなければならないこととした(第三条第一項関係)。

(二) 美しい景観のくにつくりは、優れた自然、歴史及び文化を受け継ぎ、次代に継承するよう推進されなければならないこととした(第三条第二項関係)。

(三) 美しい景観のくにつくりは、地域における主体的な取組並びに道民、事業者、市町村及び道の適切な役割分担と協働により推進されなければならないこととした(第三条第三項及び第四項関係)。

3 道の責務

(一) 道は、基本理念のつとり、美しい景観のくにつくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び推進する責務を有することとした(第四条第一項関係)。

(二) 道は、美しい景観のくにつくりを効果的に推進するため、道民、事業者、市町村、道及び国が相互に連携を図ることができるよう必要な措置を講ずるものとする(第四条第二項関係)。

4 道民の役割

道民は、各自が美しい景観のくにつくりの担い手として、基本理念についての理解を深め、積極的に身近な景観づくりに努めるとともに、地域の景観づくり活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする(第五条関係)。

5 事業者の役割

(一) 事業者は、自らの事業活動が地域の景観づくりに深いかわりを持つことを認識し、景観づくりに関する知識及び技術の向上に努めるものとする(第六条第一項関係)。

(二) 事業者は、事業活動の実施に当たっては、基本理念にのっとり、その周辺の景観に十分配慮するとともに事業活動を通じて地域における景観づくりに積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする(第六条第二項関係)。

6 何人も、景観づくりの妨げになるような行為をしないよう配慮するものとする(第七条関係)。

7 道の基本施策

(一) 知事は、美しい景観のくにつくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、美しい景観のくにつくり基本計画を定めるものとする(第八條関係)。

(二) 道は、美しい景観のくにつくりについて必要な普及啓発に努めるとともに、情報及び意見の交換の機会の確保、学習及び体験の機会の確保等必要な措置を講ずるものとする(第九條関係)。

(三) 道は、地域における景観づくり活動に対する協力活動を促進するとともに、景観づくりの専門家が助言指導できるよう必要な措置を講ずるものとする(第十條及び第十一條関係)。

(四) 道は、道民、事業者及び市町村に対し、研究成果の提供、技術的助言その他必要な支援を行うものとする(第十二條関係)。

(五) 道は、景観づくりに関して優れた取組をしたものに対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする(第十四條関係)。

(六) 道は、美しい景観のくにつくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする(第十五條関係)。

8 広域にわたる景観づくりの推進

(一) 知事は、複数の市町村にまたがり、田園、湖沼等が連続する景観を有する地域で、特に広域にわたる景観づくりを推進する必要があると認めるものを当該地域の存する市町村の長の申出に基づき、広域景観づくり推進地域として指定することができる(第十六條関係)。

(二) 知事は、(一)により広域景観づくり推進地域として指定しようとするときは、広域景観づくり指針を定めなければならないこと(第十七條関係)。

(三) 広域景観づくり推進地域においては、広域景観づくり指針に配慮しなければならないこととともに、当該指針に沿った景観づくりに著しく支障があると認められる建築物等がある場合は、知事は、必要な措置を講ずるよう要請するものとする(第十八條関係)。

9 公共事業に係る景観づくり

(一) 知事は、公共事業景観づくり指針を定めること(第十九條関係)。

(二) 道は、公共事業景観づくり指針のつとり公共事業を実施するとともに、国、

市町村又は公共的団体に対し、当該指針に配慮するよう、必要に応じて要請するものとする(第二十條関係)。

10 美しい景観のくにつくりの推進を図るため、知事の附属機関として、北海道美しい景観のくにつくり審議会を置くこと(第二十一条から第二十八条まで関係)。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二の10の規定は、平成十四年四月一日から施行することとした。

◇札幌医科大学条例の一部を改正する条例(条例第五十八号)

一 趣旨

札幌医科大学の入学料の額を改定することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 大学に入学する学生の入学料の額を二十七万七千円から二十八万二千円に引き上げることとした(第十四條第一項関係)。

2 大学院に入学する学生の入学料の額を二十七万七千円から二十八万二千円に引き上げることとした(第十四條第四項関係)。

3 研究生の入学料の額を八万三千百円から八万四千六百円に引き上げることとした(第十五條第二項関係)。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇北海道税条例の一部を改正する条例(条例第五十九号)

一 趣旨

地方税法の改正に伴い、個人の道民税について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 個人の道民税の所得割の納税義務者が、平成十三年十月一日から平成十五年三月三十一日までの期間内に、所有期間が一年を超える上場株式等(以下「長期所有上場株式等」という。)の譲渡をした場合においては、長期所有上場株式等に係る譲渡所得の金額から百万円(当該譲渡所得の金額が百万円に満たない場合には、その金額)を控除することとした(附則第十二條関係)。

2 自己株式の取得・保有制限の見直し等に係る商法の改正に伴い、自己株式を取得した場合における株式等に係る譲渡所得等に係る個人の道民税の課税の特例措置について、規定の整備を行うこととした(附則第十二條関係)。

三 施行期日等

◇低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第六十号）

一 趣旨

1 この条例は、公布の日から施行することとした。
2 条例改正に伴う経過措置を講ずることとした。

二 内容

産炭地域振興臨時措置法第二条第一項に規定する産炭地域のうち同法第六条の規定による政令で定められた地区内において、製造の事業等の用に供する一定の設備を新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税の特例措置を廃止することとした（第六章関係）。

三 施行期日等

1 この条例は、平成十三年十一月十三日から施行することとした。
2 条例改正に伴う経過措置を講ずることとした。

◇公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（条例第六十一号）

一 趣旨

公衆浴場を取り巻く衛生の現状にかんがみ、その衛生水準の維持及び確保を図るために必要な措置及び施設の構造の基準について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 公衆浴場の屋内の浴槽は、配管を通じて露天ぶろの浴槽水が混入しない構造としなければならないこととした（第四条関係）。
2 営業者は、連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽にあっては、一週間に一回以上清掃し、及び消毒しなければならないこととした（第七条第一項関係）。
3 営業者は、浴槽水のろ過装置を一週間に一回以上洗浄し、及び消毒しなければならないこととした（第七条第一項関係）。
4 営業者は、連日使用型循環浴槽水の取替えを一週間に一回以上行わなければならないこととした（第八条関係）。
5 営業者は、大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽水を使用しないようにしなければならないこととした（第八条関係）。
6 営業者は、気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりが入らないようにしなければならないこととした（第八条関係）。

三 施行期日

◇旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第六十二号）

一 趣旨

この条例は、平成十三年十一月一日から施行することとした。
旅館業を取り巻く衛生の現状にかんがみ、その衛生水準の維持及び確保を図るために必要な措置の基準について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 営業者は、連日使用型循環浴槽水の取替えを一週間に一回以上行わなければならないこととした（第四条関係）。
2 営業者は、大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽水を使用しないようにしなければならないこととした（第四条関係）。
3 営業者は、露天ぶろの浴槽水が配管を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しないようにしなければならないこととした（第四条関係）。
4 営業者は、連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽にあっては、一週間に一回以上清掃し、及び消毒しなければならないこととした（第四条関係）。
5 営業者は、浴槽水のろ過装置を一週間に一回以上洗浄し、及び消毒しなければならないこととした（第四条関係）。
6 営業者は、気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりが入らないようにしなければならないこととした（第四条関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十三年十一月一日から施行することとした。

◇北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例（条例第六十三号）

一 趣旨

IT社会の進展等最近の企業立地をめぐる状況にかんがみ、助成の対象となる業種の範囲を拡大するとともに、助成の措置の内容を充実強化することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 助成の対象及び内容について（第三条及び第四条関係）
（一）情報通信技術関連製造業であって新設又は増設のための投資額が百億円以上、かつ、その設置に伴う雇用増が百人以上の工場について、投資額を基準とした助成限度額を十億円から十五億円に、通算限度額を十五億円から三十億円に引き上げるものとした。
（二）リサイクル工場並びに情報通信関連事業及びコールセンター事業に係る特定事業所等について、助成の対象に追加することとした。
（三）ISO登録工場並びにエンジニアリング業、産業用設備洗浄業及び非破壊検査

北海道条例第五十四号

平成十三年十月十九日

金曜日

北海道知事 堀 達也

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例をここに公布する。
平成十三年十月十九日

条

例

- 業に係る特定事業所等について、助成の対象から削除することとした。
- (四) 情報サービス業、情報通信関連事業及びコールセンター事業に係る特定事業所等について、札幌市の区域を雇用増を基準とした助成の対象地域とすることとした。
- 2 併給調整について(第四条第二項関係)
- 助成の対象となる施設が道の他の補助制度により補助を受けている場合は、当該他の補助制度による補助金の額を控除して補助金を交付することとした。
- 3 地域指定について(第三条第一項並びに別表第三及び別表第四関係)
- (一) 産業集積促進地域について、新産業都市建設促進法の廃止に伴い、同地域から新産業都市区域を削除することとし、併せて規定の整備を行うこととした。
- (二) 特別対策地域について、産炭地域振興臨時措置法の失効に伴い、同地域を削除することとした。
- 三 施行期日等
- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。ただし、二の3の(一)の規定は公布の日から、二の3の(二)の規定は平成十三年十一月十三日から施行することとした。
- 2 条例改正に伴う経過措置を講ずることとした。
- ◇北海道立学校条例の一部を改正する条例(条例第六十四号)
- 一 趣旨
- 道立高等学校の入学料の額を改定することとするため、この条例を制定することとした。
- 二 内容
- 道立高等学校の入学料の額を、全日制の課程及び専攻科にあつては五千五百五十円から五千六百五十円に、定時制の課程及び専攻科にあつては二千五十円から二千百円に引き上げることとした(別表第五関係)。
- 三 施行期日
- この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

(趣旨)

第一条 この条例は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号。以下「法」という。)第二条第一項及び第三項、第五条第一項、第六条第二項、第九条、第十条第一項及び第二項並びに第十二条第一項の規定に基づき、公益法人等への職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。)の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。(職員の派遣)

第二条 任命権者は、法第二条第一項各号に掲げる団体のうち、次に掲げる団体であつて、人事委員会規則で定めるものとの間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。

一 道が出資している団体又は道内に主たる事務所を有する団体

二 前号に掲げるもののほか、当該団体の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、特に援助又は配慮を行うことが必要であるもの

2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用されている職員を除く。)

二 非常勤職員

三 地方公務員法第二十二條第一項に規定する条件附採用になつてゐる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)

四 北海道職員等の定年等に関する条例(昭和五十九年北海道条例第五十一号)第四条第一項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員

五 地方公務員法第二十八條第二項各号若しくは北海道職員等の分限に関する条例(昭和二十七年北海道条例第六十号)第一条の二各号に掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第二十九條第一項各号に掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第三十五條に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 法第二条第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第一項の規定による職員の派遣(以下「職員派遣」という。)に係る職員の職員派遣を受ける団体(以下「派遣先団体」という。)における福利厚生に関する事項

二 職員派遣に係る職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項(派遣職員の職務への復帰)

第三条 法第五条第一項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先団体の役職員の地位を失った場合

二 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

三 派遣職員の職員派遣が前条第一項に規定する取決めに反することとなった場合

四 派遣職員が地方公務員法第二十八条第一項第二号又は第三号に該当することとなった場合

五 派遣職員が地方公務員法第二十八条第二項各号又は北海道職員等の分限に関する条例第一条の二第二号に該当することとなった場合

六 派遣職員が地方公務員法第二十九条第一項第一号又は第三号に該当することとなった場合

（派遣職員の給与）

第四条 派遣職員（企業職員（地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第二項の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。以下第七条までにおいて同じ。）のうち、法第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

（職務に復帰した職員に関する給与条例の特例）

第五条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員である職員を除く。第七条において同じ。）に関する北海道職員の給与に関する条例（昭和二十七年北海道条例第七十五号。以下「道職員給与条例」という。）第十三条若しくは第二十一条第一項、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年北海道条例第七十八号。以下「学校職員給与条例」という。）第十三条若しくは第二十一条第一項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年北海道条例第七十九号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。））第二条第二項において準用する場合を含む。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年北海道条例第三十四号。以下「警察職員給与条例」という。）第十五条若しくは第二十六条第一項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（派遣職員の復帰時における処遇）

第六条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職務に復帰した職員等に関する退職手当条例の特例）

第七条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）における北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和二十八年北

海道条例第四百十九号。以下「退職手当条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第五条第一項及び第七条第四項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第五条第二項及び第七条第四項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 退職手当条例第七条第四項の規定は、派遣職員の職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）に規定する育児休業の期間を除く。）については、適用しない。

3 前項の規定は、派遣職員が派遣先団体から所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）の支払を受けた場合には、適用しない。

4 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当条例の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、前条の規定の例により、その額を調整することができる。

（企業職員である派遣職員の給与の種類）

第八条 企業職員である派遣職員のうち、法第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当を支給することができる。

（報告）

第九条 任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。

（法第十条第一項に規定する条例で定める法人）

第十条 法第十条第一項に規定する条例で定める株式会社又は有限会社（以下「特定法人」という。）は、次に掲げる法人であつて、人事委員会規則で定めるものとする。

一 道内に本店又は主たる営業所を有する法人
二 前号に掲げるもののほか、当該法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、特に援助又は配慮を行うことが必要であるもの

（法第十条第一項に規定する条例で定める職員）

第十一条 法第十条第一項に規定する条例で定める職員は、第二条第二項各号に掲げる職員とする。

（法第十条第一項に規定するその他の条例で定める場合）

第十二条 法第十条第一項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 法第十条第二項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が特定法人の役職員の地位を失った場合

二 次に掲げる場合であつて、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないか又は適當でないと認められるとき。

イ 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

ロ 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法第十条第一項の規定により締結された取決めに反することとなつた場合

ハ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

ニ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合
三 公務上の必要等のために退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

(法第十条第一項に規定するその他条例で定める場合)

第十三条 法第十条第一項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法その他の法令の規定に違反した場合であつて、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第二十九条第一項の規定による懲戒免職の処分を行うことが適當と認められるときとする。

(法第十条第二項に規定する条例で定める事項)

第十四条 法第十条第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十条第一項に規定する要請に係る職員の特定法人における福利厚生に関する事項
二 前号に規定する職員の特定法人における業務の従事の状態の連絡に関する事項

(採用された職員に関する給与条例の特例)

第十五条 法第十条第一項の規定により採用された職員（企業職員である職員を除く。以下第十八条までにおいて同じ。）に関する道職員給与条例第十三条若しくは第二十一条第一項、学校職員給与条例第十三条若しくは第二十一条第一項（市町村立学校職員給与条例第二條第二項において準用する場合を含む。）又は警察職員給与条例第十五条若しくは第二十六條第一項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第十六条 退職派遣者が法第十条第一項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(採用された職員に関する退職手当条例の特例)

第十七条 法第十条第一項の規定により採用された職員が退職した場合における退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例

第五条第一項及び第七条第四項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第五条第二項及び第七条第四項に規定する通勤による傷病とみなす。

第十八条 職員が、法第十条第一項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続き特定法人（退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、職員が、任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該特定法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者（役員を含む。以下この項において同じ。）としての勤続期間に通算することと定めているものに限る。）に使用される者（以下「特定法人役職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続き法第十条第一項の規定により職員として採用された場合におけるその者の退職手当条例第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続き続いた在職期間とみなす。

2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、退職手当条例第七条（第五項を除く。）の規定を準用して計算する。

3 職員が法第十条第一項の規定により退職し、引き続き特定法人役職員となつた場合においては、任命権者が知事と協議して定める場合を除き、退職手当条例の規定による退職手当は、支給しない。

(報告)

第十九条 任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第十条第一項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十条から第十九条まで及び次項の規定は、同年三月三十一日から施行する。

(退職派遣者の採用等に関する規定の適用)

2 第十条から第十九条までの規定は、平成十四年三月三十一日以後に法第十条第一項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。

(北海道議会事務局職員定数条例の一部改正)

3 北海道議会事務局職員定数条例（昭和四十七年北海道条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

七 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成十三年北海道条例第五十四号）第二条第一項の規定により派遣された職員

(北海道職員等の分限に関する条例の一部改正)

4 北海道職員等の分限に関する条例の一部を次のように改正する。
第一条の二中「一に」を「いずれかに」に改め、第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

第三条第二項中「個個」を「個々」に、「同条第四号」を「同条第二号」に、「こえる」を「超える」に改める。

(北海道職員等の給与に関する条例の一部改正)

5 北海道職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項中「(同条第三号に係る場合にあつては、給与の全額の範囲内)」を削る。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

6 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「(北海道職員等の分限に関する条例(昭和二十七年北海道条例第六十号)第一条の二第三号に規定する事由による休職を除く。）」を削り、「第二十八条」を「法第二十八条」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「前六項」を「前五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「前八項」を「前七項」に改め、同項を同条第八項とする。

第七条の四第五項中「北海道職員等の分限に関する条例第一条の二第三号に規定する公共的団体」を「公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成十三年北海道条例第五十四号)第二条第一項に規定する団体」に、「その公共的団体」を「その団体」に、「休職」を「派遣」に改める。

附則第八項第一号中「日本電信電話株式会社法」を「日本電信電話株式会社等に関する法律」に、「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改め、同項第三号中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改める。

附則第十四項及び第十七項中「及び第七項」を「及び第六項」に改める。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 附則第四項の規定による改正前の北海道職員等の分限に関する条例第一条の二第三号に掲げる事由に該当して休職にされていた期間を有する職員の前休職の期間についての退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、なお従前の例による。

(北海道職員等の定数に関する条例の一部改正)

8 北海道職員等の定数に関する条例(昭和四十七年北海道条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成十三年北海道条例第五十四号)第二条第一項の規定により派遣された職員

(北海道企業職員定数条例の一部改正)

9 北海道企業職員定数条例(昭和四十七年北海道条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

七 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成十三年北海道条例第五十四号)第二条第一項の規定により派遣された職員

(北海道学校職員等の給与に関する条例の一部改正)

10 北海道学校職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十一条第六項中「(同条第三号に係る場合にあつては、給与の全額の範囲内)」を削る。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

11 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年北海道条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

五 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成十三年北海道条例第五十四号)

(北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部改正)

12 北海道地方警察職員の定員に関する条例(昭和二十九年北海道条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成十三年北海道条例第五十四号)第二条第一項の規定により派遣された職員

(北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

13 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十六条第五項中「(同条第三号に係る場合にあつては、給与の全額の範囲内)」を削る。

北海道アウトドア活動振興条例をここに公布する。

平成十三年十月十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第五十五号

北海道アウトドア活動振興条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 アウトドア活動の振興に関する基本的施策（第七条―第十四条）
附則

北海道は、山や森、川、湖沼、湿原など雄大な豊かな自然に恵まれ、美しい景観を有するなど、アウトドア活動に適した地域であり、自然とのふれあいを求める意識の高まりの中で、多くの人々が登山、カヌー、ホーストレッキングなどを体験している。

アウトドア活動は、自然を理解し、自然を愛し、自然を大切にすることを意識を醸成し、心に豊かさや潤いをもたらすとともに、地域への愛着や誇りを持った個性豊かな人材をはぐくみ、魅力あふれる地域づくりや北海道らしいライフスタイルの形成に寄与している。

アウトドア活動は、その様態によっては、自然環境や地域の住民生活、産業活動などへ悪影響を与える側面を有するとともに、常に危険が伴うことから、自然環境を適切に保全し、地域の住民生活などとの調和を図るとともに、安全に配慮することが求められている。

このような課題に配慮し、関連する産業の活発化を図り、アウトドア活動を振興することは、地域に根ざした個性あふれる人材に支えられ、豊かな自然とふれあえる社会づくりにつながるものと考ええる。

このような考え方に立つて、アウトドア活動の振興に取り組むため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、アウトドア活動の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民等、アウトドアガイド及びアウトドア事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人と自然とのふれあいを通じて心の豊かさと潤いを実感できる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 アウトドア活動 自然の中で、自然の恵みを受けながら、自然とふれあうために行われる野外活動をいう。
- 二 アウトドアガイド 反復的又は継続的に、アウトドア活動を行おうとする者を案内し、解説、技術指導等を行う者をいう。
- 三 アウトドア事業者 アウトドア活動を行おうとする者に対してアウトドアガイドによるサービスを提供することを業として行うものをいう。

（基本理念）

第三条 アウトドア活動の振興は、将来の世代が、アウトドア活動を通じ、豊かな自然の恵みを楽しむことができるよう、人と自然との共生を旨として、推進されなければならない。

2 アウトドア活動の振興は、地域に根ざした個性豊かな人材がアウトドア活動を通じて育

成され、及び確保されることを旨として、推進されなければならない。

3 アウトドア活動の振興は、アウトドア活動が人々の生活に根ざした北海道らしいライフスタイルとして形成され、及びアウトドア活動の振興に資する産業活動の活発化が図られることを旨として、推進されなければならない。

（道の責務）

第四条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、アウトドア活動の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、アウトドア活動の振興に関する施策を推進するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。

（道民等の役割）

第五条 道民は、基本理念に対する理解を深め、アウトドア活動を通じて自然環境を保全する心を育てること及びアウトドア活動が生活に根ざした、北海道らしいライフスタイルを形成することの意義を認識するよう努めるものとする。

2 アウトドア活動を行う者は、基本理念にのっとり、アウトドア活動を行う場合には、自ら安全に配慮し、自然環境を保全するとともに、地域の住民生活、産業活動等に配慮するよう努めるものとする。

（アウトドアガイド及びアウトドア事業者の役割）

第六条 アウトドアガイド及びアウトドア事業者は、基本理念にのっとり、アウトドア活動を行う者にサービスを提供する場合には、安全に配慮した質の高いサービスを提供し、自然環境を保全するとともに、地域の住民生活、産業活動等に配慮するよう努めるものとする。

2 アウトドアガイド及びアウトドア事業者は、アウトドア活動を行う者に対し、その安全の確保、自然環境の保全等のために必要な指導を行うよう努めるものとする。

第二章 アウトドア活動の振興に関する基本的施策

（振興推進計画）

第七条 知事は、アウトドア活動の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アウトドア活動の振興の推進に関する計画（以下「振興推進計画」という。）を定めなければならない。

2 振興推進計画は、アウトドア活動の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、振興推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、振興推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、振興推進計画の変更について準用する。

（道民の理解の促進）

第八条 道は、アウトドア活動に対する道民の理解の促進に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(アウトドアガイドの育成)

第九条 道は、優れたアウトドアガイドを育成するため、アウトドアガイドの知識及び技術を客観的に評価すること等により、その資質向上の意欲が高められ、かつ、その社会的評価の向上が促進されるような制度の構築その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(アウトドア事業者の育成)

第十条 道は、良質なアウトドア事業者を育成するため、アウトドア事業者が提供するサービスの内容を明らかにすること等により、その資質向上の意欲が高められるような制度の構築その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(アウトドア活動を行う者等に対する普及啓発等)

第十一条 道は、アウトドア活動を行う者、アウトドアガイド及びアウトドア事業者が自然環境を保全し、及びその地域の住民生活、産業活動等に配慮してアウトドア活動等を行うよう、これらのものに対するマナー等の普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の整備)

第十二条 道は、より多くの人がアウトドア活動を安全に、かつ、楽しく行うことができる環境を整備するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十三条 道は、道民、アウトドアガイド、アウトドア事業者、行政機関等が互いに連携してアウトドア活動の振興に取り組むために必要な推進体制を整備するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十四条 道は、アウトドア活動の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道観光のくにづくり条例をここに公布する。

平成十三年十月十九日

北海道条例第五十六号

北海道観光のくにづくり条例

目次

北海道知事 堀 達也

前文

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 観光の振興に関する基本的施策(第七条―第九条)

第三章 北海道観光審議会(第十条―第十七条)

附則

今、私たちは、自然との共生という考え方、心のゆとりや潤いを求める意識の変化や生活様式の多様性を背景に、互いに支え合い、尊重し合いながら、精神的な豊かさを大切に生きていく時代を迎えている。

観光は、日常生活を離れ、異なる文化や価値観の交流を通して、人々が相互の理解を深め、訪れる人は安らぎや明日への活力を得、迎える人は地域のすばらしさに目覚め、新たな魅力づくりに努める営みであり、心豊かなゆとりある生活を求める私たちにとって、生活の大切な一部となっているとともに、地域にとっても、地域を訪れる人々との交流を通じて経済の活性化につながっているものである。

四季を彩る雄大な自然、新鮮な山海の恵み、人々の暮らしとともに形成された景観やおおらかな気風が漂う、恵み豊かな北の大地は、人々の心を潤し、活力や感動を与えてくれる憧れの地として、国内外から高い評価を得るようになった。

こうした優位性や地域の個性を生かしつつ、北海道を誰もが安心して快適に滞在することができる国際的にも通用する観光地とするよう取り組み、観光にかかわる産業を北海道経済のリーディング産業とすることは、自主的かつ自律的な北海道の形成につながるものである。

先人から受け継いだ北海道の豊かで優れた環境を大切に守りながら、道民のみならず、北海道を訪れるすべての人がその豊かさを享受できるように観光の振興に努めることは、私たちの重要な役割であり、それぞれの地域が観光の意義と可能性を認識し、地域を愛するすべての者が協働し、知恵を出し合いながら観光のくにづくりを進めていくことが必要である。

このような考え方に立つて、道民の総意として観光の振興に取り組むため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、観光の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現及び北海道経済の発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 観光の振興は、道民、観光事業者、観光関係団体及び行政機関が協働し、次に掲げる事項を基本として、道民及び観光客が共に楽しめる地域の特性を生かした個性豊かな観光地を形成するとともに、観光にかかわる産業を地域経済を牽引する産業とすることを旨

として、推進されなければならない。

- 一 自然、景観等の環境の保全に配慮しながら、それらの魅力を十分に活用すること。
- 二 豊かな自然にはぐくまれた食材及び食文化の魅力（以下「食の魅力」という。）を生かすこと。

三 高齢者、障害者、外国人等すべての人々が安心して快適に観光ができるよう配慮すること。

（道の責務）

第三条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、観光の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が参画する広域的な観光振興に関し総合調整を行うとともに、市町村相互の連携が図られるよう努めるものとする。

（道民の役割）

第四条 道民は、基本理念にのっとり、観光客を温かく迎えるよう努めるとともに、地域の観光資源を活用した観光地づくりに参画するよう努めるものとする。

（観光事業者の役割）

第五条 観光事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うよう努めるものとする。

2 観光事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地域の他産業との連携に配慮するものとする。

（観光関係団体の役割）

第六条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、ホスピタリティ（観光客を温かく迎える接遇をいう。）の向上、観光客の誘致等に積極的に取り組む等観光の振興に貢献するよう努めるものとする。

第二章 観光の振興に関する基本的施策

（施策の基本方針）

第七条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 一 道民、観光事業者、観光関係団体及び行政機関が協働して行う取組を促進すること。
- 二 環境を保全し活用する取組を促進すること。
- 三 食の魅力を生かした取組を促進すること。
- 四 観光客が安心して快適に観光を行うことができる環境づくりを促進すること。
- 五 観光にかかわる産業の発展のための取組を促進すること。
- 六 国内及び海外からの観光客の誘致を促進すること。
- 七 観光に関する普及啓発及び学習機会の確保を図ること。
- 八 観光に関する基礎的データの収集及び調査を実施すること。

（観光の振興に関する基本的な計画）

第八条 知事は、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本的な計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

2 計画は、観光の振興に関する道の施策並びに道民、観光事業者及び観光関係団体の行動の指針について定めるものとする。

3 計画は、観光の振興に関する適切な目標について定めるものとする。

4 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

5 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道観光審議会の意見を聴かなければならない。

6 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前三項の規定は、計画の変更について準用する。

（財政上の措置）

第九条 道は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 北海道観光審議会

（設置）

第十条 北海道における観光の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道観光審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第十一条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

一 知事の諮問に応じ、観光の振興に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、観光の振興に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

（組織）

第十二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第十三条 委員及び特別委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

る。

(会長及び副会長)

第十四条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第十五条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の二分の二以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第十六条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第十七条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 北海道観光審議会条例(昭和三十六年北海道条例第四十二号)は、廃止する。

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の北海道観光審議会条例第三条第二項の規定により北海道観光審議会の委員又は特別委員に任命されている者は、第十三条第一項の規定により委員又は特別委員に任命された者とみなし、その任期は、委員にあつては同条第二項の規定にかかわらず平成十四年十二月十四日までとし、特別委員にあつては同条第四項の規定にかかわらず同年三月三十一日までとする。

北海道美しい景観のくにづくり条例をここに公布する。

平成十三年十月十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第五十七号

北海道美しい景観のくにづくり条例

日次

前文

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 美しい景観のくにづくりに関する基本的施策(第八条―第十五条)

第三章 広域にわたる景観づくりの推進(第十六条―第十八条)

第四章 公共事業に係る景観づくり(第十九条・第二十条)

第五章 北海道美しい景観のくにづくり審議会(第二十一条―第二十八条)

附則

私たちが暮らす広大な北海道は、美しく雄大な自然に恵まれており、その中で北国の気候や風土に合った生活や産業の営みの積み重ねによって歴史が刻まれ、それぞれの地域において、個性的な街並みや田園風景など北海道らしい様々な景観が形づくられてきた。

これらの景観は、私たちの生活に潤いをもたらし、地域に対する誇りと愛着を生み出すとともに、訪れる人々をも魅了する貴重な財産である。

しかしながら、これまで時には、効率性が優先され、地域の特色を生かした景観に対する配慮が足りなかったり、表面的な美観のみを景観としてとらえるなど、景観に対する理解が必ずしも十分ではなかった面もあった。

今、新たな世紀を迎え、景観に対する関心が高まりつつある中で、私たちは、改めて地域ごとの多様な景観の価値を認識し、一人ひとりが地域の景観づくりに参加し、生成りの良さを生かした景観や生活に根ざした景観を目指していくことが必要である。

そのためには、地域主体の景観づくりや北海道ならではの雄大な景観を生かす広域的な景観づくりを、道民、事業者、市町村及び道の適切な役割分担による協働により、たゆみなく進めていかなければならない。

このような考え方に立って、私たちは、景観づくりを積み重ね、広げていく美しい景観のくにづくりを進めることを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、美しい景観のくにづくりに関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民及び事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、美しい景観のくにづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって暮らしに豊かさや潤いをもたらす、魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 景観 人々の生活、事業活動等の営みと自然等の周辺の環境とが重なり合って形をなすたたずまいをいう。

二 景観づくり 良好な景観を守り、創り、及び整えることをいう。

三 美しい景観のくにづくり 景観づくりの取組を道民運動として積み重ね、広げていく

ことをいう。

(基本理念)

第三条 美しい景観のくづくりは、かけがえのない自然及び生活環境との調和を基本に、気候及び風土にふさわしい、生成りの良さを生かした景観又は生活に根ざした景観を目指して推進されなければならない。

2 美しい景観のくづくりは、優れた自然、歴史及び文化を受け継ぎ、次代に継承するよう推進されなければならない。

3 美しい景観のくづくりは、道民、事業者及び市町村の地域における主体的な取組により推進されなければならない。

4 美しい景観のくづくりは、道民、事業者、市町村及び道の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

(道の責務)

第四条 道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、美しい景観のくづくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び推進する責務を有する。

2 道は、美しい景観のくづくりを効果的に推進するため、道民、事業者、市町村、道及び国が相互に連携を図ることができるような措置を講ずるものとする。

(道民の役割)

第五条 道民は、各自が美しい景観のくづくりの担い手として、基本理念についての理解を深め、積極的に身近な景観づくりに努めるとともに、地域の景観づくり活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、自らの事業活動が地域の景観づくりに深いかわりを持つことを認識し、景観づくりに関する知識及び技術の向上に努めるものとする。

2 事業者は、事業活動の実施に当たっては、基本理念にのっとり、その周辺の景観に十分配慮するとともに、事業活動を通じて地域における景観づくりに積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

(景観づくりへの配慮)

第七条 何人も、景観づくりの妨げになるような行為をしないよう配慮するものとする。

第二章 美しい景観のくづくりに関する基本的施策

(美しい景観のくづくり基本計画)

第八条 知事は、美しい景観のくづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、美しい景観のくづくり基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、美しい景観のくづくりに関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道美しい景観のくづくり審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(普及啓発等)

第九条 道は、道民及び事業者が美しい景観のくづくりについての理解を深め、積極的に参加できるよう必要な普及啓発に努めるものとする。

2 道は、道民、事業者及び市町村が美しい景観のくづくりに関する情報及び意見を交換できるよう機会の確保等必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、道民が景観についての理解を深め、地域の景観づくり活動に意欲的に参加できるよう、学習し、及び体験する機会の確保等必要な措置を講ずるものとする。

4 道は、景観づくりに特にかかわりの深い建築、土木、屋外広告物等の事業者の景観づくりに関する知識及び技術の維持向上のために、研修機会の確保、研究成果の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協力活動の促進)

第十条 道は、地域における景観づくり活動に積極的に協力しようとしている者が、当該協力活動を円滑に行えるよう情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(専門家による助言指導)

第十一条 道は、景観づくりに関し専門的な知識若しくは技術又は経験を有する者が、地域からの要請に応じて助言指導できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(道民等に対する支援)

第十二条 道は、道民、事業者又はこれらの者が組織する団体の自主的な景観づくりに対し、研究成果の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 道は、市町村が景観づくりに関する施策の立案、実施等を円滑に行えるよう研究成果の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

(調査研究及び情報の収集)

第十三条 道は、美しい景観のくづくりに関し必要な調査研究及び情報の収集を行うものとする。

(表彰等)

第十四条 道は、景観づくりに関して優れた取組をしたものに対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十五条 道は、美しい景観のくづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措

置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 広域に係る景観づくりの推進

(広域景観づくり推進地域)

- 第十六条 知事は、複数の市町村にまたがり、田園、湖沼等が連続する景観を有する地域で、特に広域にわたる景観づくりを推進する必要があると認めるものを、当該地域の存する市町村の長の申出に基づき、広域景観づくり推進地域として指定することができる。
- 2 知事は、前項の規定により指定しようとするときは、あらかじめ、その指定に係る地域の市町村(以下「関係市町村」という。)の長と協議しなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定により指定しようとするときは、あらかじめ、北海道美しい景観のくにづくり審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、広域景観づくり推進地域を指定したときは、その旨を公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、広域景観づくり推進地域の指定の解除及び変更について準用する。

(広域景観づくり指針)

- 第十七条 知事は、前条第一項の規定により指定しようとするときは、当該広域景観づくり推進地域に係る景観づくりに関する指針(以下「広域景観づくり指針」という。)を定めなければならない。
- 2 知事は、広域景観づくり指針を定めるに当たっては、あらかじめ、関係市町村の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、広域景観づくり指針の策定、変更及び廃止について準用する。この場合において、同条第四項中「その旨」とあるのは、「その内容」と読み替えるものとする。

(広域景観づくり指針への配慮等)

- 第十八条 広域景観づくり推進地域において、建築物等の建設、屋外における物品の集積等景観に影響を及ぼす行為をしようとする者は、広域景観づくり指針に配慮するよう努めなければならない。
- 2 知事は、広域景観づくり推進地域において、広域景観づくり指針に沿った景観づくりに著しく支障があると認められる建築物等、屋外において集積された物品等がある場合は、その所有者又は管理者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により要請しようとするときは、あらかじめ、北海道美しい景観のくにづくり審議会の意見を聴くとともに、関係する市町村に協力を求めるものとする。

第四章 公共事業に係る景観づくり

(公共事業景観づくり指針)

- 第十九条 知事は、公共施設の建設その他の公共事業(以下「公共事業」という。)に係る景観づくりのための指針(以下「公共事業景観づくり指針」という。)を定めるものとする。
- 2 第十六条第三項及び第四項の規定は、公共事業景観づくり指針の策定及び変更について

準用する。この場合において、同条第四項中「その旨」とあるのは、「その内容」と読み替えるものとする。

(公共事業景観づくり指針の遵守等)

- 第二十条 道は、公共事業景観づくり指針のつとり、公共事業を実施するものとする。
- 2 知事は、国、市町村又は公共的団体に対し、これらの者が実施する公共事業について、公共事業景観づくり指針に配慮するよう、必要に応じて要請するものとする。

第五章 北海道美しい景観のくにづくり審議会

(設置)

- 第二十一条 美しい景観のくにづくりの推進を図るため、知事の附属機関として、北海道美しい景観のくにづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第二十二条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。
- 一 知事の諮問に応じ、美しい景観のくにづくりの推進に関する重要事項を調査審議すること。

- 二 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

- 2 審議会は、美しい景観のくにづくりに関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

- 第二十三条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

(委員)

- 第二十四条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第二十五条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第二十六条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第二十七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五章の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

札幌医科大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第五十八号

札幌医科大学条例の一部を改正する条例

札幌医科大学条例（昭和三十一年北海道条例第四十八号）の一部を次のように改正する。
第十四条第一項第二号及び第四項第二号中「二十七万七千円」を「二十八万二千円」に改める。

第十五条第二項第二号中「八万三千百円」を「八万四千六百円」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間における札幌医科大学への入学、転入学、編入学又は再入学に係る入学料の額は、この条例による改正後の札幌医科大学条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第五十九号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和二十五年北海道条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。

附則第十二条第一項中「第三項」を「第四項」に、「附則第十八条第一項」を「附則第十八条第一項及び第二項」に、「第六項第二号」を「第八項第二号」に改め、同条第三項中「及び租税特別措置法第三十七条の十第五項に規定する支払われる金額（同項の規定により株式等

に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）」を削り、同条第五項を削り、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「金額」とあるのは「を「金額」とあるのは、」に改め、「と、」及び租税特別措置法」とあるのは「及び同法」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七条の十第五項に規定する支払われる金額（同項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

附則第十二条第六項第一号中「第三十七条の十第七項第四号」を「第三十七条の十第十第四号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 道民税の所得割の納税義務者が、平成十三年十月一日から平成十五年三月三十一日までの期間（以下この項において「特定期間」という。）内に、租税特別措置法第三十七条の十第六項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除くものとし、租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下この項において同じ。）をした場合において、当該上場株式等が同条第六項に規定する長期所有上場株式等（以下この項において「長期所有上場株式等」という。）であるときは、第一項の規定の適用については、政令附則第十八条第三項に規定するところにより、当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道民税に係る株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、当該譲渡をした年中の長期所有上場株式等の譲渡（特定期間内のものに限る。）に係る譲渡所得の金額から百万円（当該譲渡所得の金額が百万円に満たない場合には、当該譲渡所得の金額）を控除するものとする。

7 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第十二条の二第一項中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削る。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

2 商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十三年法律第八十号）第三十三条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第

二十六号）第九条の五第一項に規定する上場会社等の株主である個人が平成十三年十月一日前にされた同項に規定する資本準備金をもってする株式の消却（当該株式の消却のための当該上場会社等による自己の株式の取得を含む。）により交付を受けた金銭に係る個人の道民税については、なお従前の例による。

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第六十号

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する

条例

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例（昭和六十年北海道条例第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 産炭地区における課税免除（第二十三条―第二十五条）」を「第六章 削除」に改める。

第二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第六章を次のように改める。

第六章 削除

第二十三条から第二十五条まで 削除

附則

1 この条例は、平成十三年十一月十三日から施行する。

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例第二十三条の規定により事業税の課税免除を受けた者に係る事業税の課税免除については、なお従前の例による。

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第六十一号

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例（昭和二十四年北海道条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条から第二条の三までの規定中「特殊浴場」を「その他の浴場」に改める。

第三条第一項中「浴そう」を「浴槽」に、「その他の公衆浴場」を「又はその他の浴場」に

改め、同条第二項を次のように改める。

2 公衆浴場（乳児が通常利用しないものを除く。）には、脱衣室で使用する衛生的な乳児用寝台を備えなければならない。

第四条に次の一号を加える。

十 屋内の浴槽は、配管を通じて露天ぶろの浴槽水が混入しない構造とすること。

第七条第一項各号列記以外の部分中「及びサウナ設備」を「サウナ設備及び露天ぶろ」に改め、同項第一号中「消毒するとともに、ねずみ、衛生害虫等を防除すること」を「消毒すること」に改め、同項中第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 二十四時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水（以下「連日使用型循環浴槽水」という。）を用いる浴槽は、前号の規定にかかわらず、一週間に一回以上

清掃し、及び消毒すること。

三 浴槽水のろ過装置を一週間に一回以上洗浄し、及び消毒すること。

四 ねずみ、衛生害虫等を防除すること。

第八条第一号中「浴湯」を「浴槽水」に改め、同号の次に次の三号を加える。

一の二 連日使用型循環浴槽水の取替えは、前号の規定にかかわらず、一週間に一回以上行うこと。

一の三 気泡発生装置、シャワー設備その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

一の四 気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりが入らないようにすること。

第八条第二号中「浴湯」を「浴槽水」に改める。

第九条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「特殊浴場」を「その他の浴場」に改め、同条第四号中「浴湯」を「浴槽水」に改める。

第九条の二（見出しを含む。）中「特殊浴場」を「その他の浴場」に改める。

附則

1 この条例は、平成十三年十一月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第一項の許可を受けている者が設置している露天ぶろについては、この条例による改正後の公衆浴場法施行条例第四条第十号の規定は、平成十四年十月三十一日までの間は、適用しない。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第六十二号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和二十四年北海道条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号を次のように改める。

二 浴槽水は、次に掲げるところにより措置すること。

イ 毎日取り替えること。

ロ 二十四時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水（以下「連日使用型循環浴槽水」という。）にあつては、イの規定にかかわらず、一週間に一回以上取り替えること。

ハ 気泡発生装置、シャワー設備その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

第四条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 露天ぶろがある場合には、その浴槽水が配管を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しないようにすること。

第四条第五号に後段として次のように加える。

この場合において、連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽、浴槽水の循環ろ過装置及び気泡発生装置等については、次に掲げるところにより措置を講ずるものとする。

イ 連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽にあつては、当該浴槽を一週間に一回以上清掃し、及び消毒すること。

ロ 浴槽水のろ過装置を一週間に一回以上洗浄し、及び消毒すること。

ハ 気泡発生装置等の空気の入入口から土ぼこりが入らないようにすること。

第四条第九号を次のように改める。

九 結核若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれがあるまでの間、業務に従事させないこと。

附 則

1 この条例は、平成十三年十一月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けている者が設置している露天ぶろに対する衛生に必要な措置の基準の適用については、この条例による改正後の旅館業法施行条例第四条第二号の二の規定にかかわらず、平成十四年十月三十一日までの間は、なお従前の例による。

北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十九日

北海道条例第六十三号

北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例

北海道知事 堀 達 也

北海道企業立地促進条例（平成九年北海道条例第二十九号）の一部を次のように改正する。
第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 リサイクル工場 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）

第二条第六項に規定する再資源化を行う工場をいう。

第二条第五号を次のように改める。

五 特定事業所等 産業の高度化のため企業の経営の効率化又は事業活動を支援するサービスを提供する事業（以下「産業支援サービス業」という。）を行う事務所又は事業所をいう。

第三条第一項第一号中「別表第一」を「別表第一の二」に改め、「ISO登録工場」を削り、「航空機改修関連施設（」の下に「前号に該当する工場を除く。」を加え、同号イ中「新設又は増設（以下この条及び次条において「設置」という。）を「その設置」に改め、同号を同項第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 北海道内（札幌市の区域を除く。）に立地する情報通信技術関連製造業（別表第一に掲げる業種に限る。）に係る工場（以下「情報技術関連工場」という。）であつて、新設又は増設（以下この条及び次条において「設置」という。）のための投資額が百億円以上であつ、その設置に伴う雇用増が百人以上のもの

第三条第一項第三号中「第一号又は」を「第一号、第一号の二又は」に、「又は先端技術産業」を「先端技術産業」に、「第一号に該当する」を「第一号又は第一号の二に該当する工場を除く。」又はリサイクル工場（舗装材料製造業、セメント・同製品製造業、骨材・石工品等製造業及び武器製造業に係る）に改め、同号イ中「並びにロ及びハ」を「及びロ」に改め、同号ハを削り、同項第四号中「第一号」を「第一号の二」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 産業支援サービス業（別表第二の四の表に掲げる業種又は事業に限る。）に係る特定事業所等であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 別表第二の四（一）の表から（三）の表までに掲げる業種又は事業に係る特定事業所等であつて、次のいずれかに該当するもの

（一）北海道内（二）の地域を除く。）に立地する場合であつて、その設置のための投資額が五千万円以上で、かつ、その設置に伴う雇用増が五人以上のもの

（二）規則で定める工業団地の地域内に立地する場合であつて、その設置のための投資額が二千五百万円以上で、かつ、その設置に伴う雇用増が五人以上のもの

ロ 別表第二の四（四）の表に掲げる事業に係る特定事業所等であつて、次のいずれかに該当するもの

（一）北海道内（札幌市の区域を除く。）に立地する場合であつて、その設置のための投資額が五千万円以上で、かつ、その設置に伴う雇用増が十五人以上のもの

(二) 札幌市の区域内に立地する場合であつて、その設置のための投資額が一億円以上で、かつ、その設置に伴う雇用増が五十人以上のもの

第三条第一項第七号イ中「別表第一」の下に「別表第一の二」を加え、「又は別表第二の四の表」を「リサイクル工場又は別表第二の四(一)の表」に改め、同号イ(二)中「特別対策地域」を削り、同号中ロをとし、イの次に次のように加える。

ロ 別表第二の四(二)の表に掲げる業種又は同表の四(三)の表に掲げる事業に係る特定事業所等であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 北海道内(二)の地域及び札幌市の区域を除く。)に立地する場合であつて、その設置のための投資額が一億円以上で、かつ、その設置に伴う雇用増が十五人以上のもの

(二) 規則で定める工業団地の地域内に立地する場合であつて、その設置のための投資額が五千万円以上で、かつ、その設置に伴う雇用増が十人以上のもの

(三) 札幌市の区域内に立地する場合であつて、その設置のための投資額が一億円以上で、かつ、その設置に伴う雇用増が五十人以上のもの

ハ 別表第二の四(四)の表に掲げる事業に係る特定事業所等であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 北海道内(札幌市の区域を除く。)に立地する場合であつて、その設置のための投資額が五千万円以上で、かつ、その設置に伴う雇用増が十五人以上のもの

(二) 札幌市の区域内に立地する場合であつて、その設置のための投資額が一億円以上で、かつ、その設置に伴う雇用増が五十人以上のもの

第四条第一項第一号中「前条第一項第一号」を「前条第一項第一号の二」に改め、同号を同項第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 前条第一項第一号の情報技術関連工場に係る場合 当該工場に係る投資額の百分の十に相当する額(その額が十五億円を超えるときは、十五億円)

第四条第一項第七号中「五十万円」の下に「(札幌市の区域内に立地する場合における五十人未満の雇用増に係る部分については、三十万円)」を加え、同条第四項ただし書を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項各号列記以外の部分中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第一号及び第二号の規定による限度額の合計額は、三十億円を限度とする。

第四条第二項各号を次のように改める。

一 第一項第一号の規定による場合 三十億円

二 第一項第一号の二から第四号までの規定による場合 十五億円

三 第一項第六号の規定による場合 三十億円

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項(第七号を除く。)の規定により交付する補助金の額は、同項の規定により補助の対象となつてゐる施設が道の他の補助制度により補助を受けているときは、当該他の補助制度による補助金の額を同項の規定による補助金の額から控除した額とする。

附則第八項各号列記以外の部分中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同項第一号中「第四条第一項第一号」を「第四条第一項第一号の二」に改める。

別表第一を別表第一の二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一(第三条関係)
情報通信技術関連製造業

- 一 電線・ケーブル製造業(光ファイバケーブルを除く。)
- 二 光ファイバケーブル製造業(通信複合ケーブルを含む。)
- 三 事務用機械器具製造業
- 四 有線通信機械器具製造業
- 五 無線通信機械器具製造業
- 六 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
- 七 電気音響機械器具製造業
- 八 電子計算機・同附属装置製造業
- 九 ビデオ機器製造業
- 十 その他の電子応用装置製造業
- 十一 電気計測器製造業
- 十二 工業計器製造業
- 十三 医療用計測器製造業
- 十四 電子管製造業
- 十五 半導体素子製造業
- 十六 集積回路製造業
- 十七 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業
- 十八 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業
- 十九 コネクタ・スイッチ・リレー製造業
- 二十 スイッチング電源・高周波組立部品・コントロールユニット製造業
- 二十一 プリント回路製造業
- 二十二 その他の電子部品製造業
- 二十三 磁気テープ・磁気ディスク製造業
- 二十四 精密測定器製造業
- 二十五 分析機器製造業
- 二十六 試験機製造業

二十七 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機製造業
二十八 理化学機械器具製造業

備考 業種は、日本標準産業分類による。

別表第二の四の表及び備考を次のように改める。

四 産業支援サービス業

(一) 専門サービス業

一 機械修理業

二 デザイン業

三 機械設計業

四 その他産業の高度化に寄与する業種であつて規則で定めるもの

(二) 情報サービス業

一 ソフトウェア業

二 情報処理サービス業

三 情報提供サービス業

四 その他産業の高度化に寄与する業種であつて規則で定めるもの

(三) 情報通信関連事業

一 システムインテグレーション事業（情報システムの企画立案、構築、運用、保守等のサービスを総合的に提供する事業をいう。）

二 アプリケーション・サービス・プロバイダ事業（インターネット等を利用してアプリケーションソフトを提供する事業をいう。）

三 データセンター事業（顧客のデータ等の保管又はコンピュータ処理を代行する事業をいう。）

四 デジタルコンテンツ事業（デジタル化された文字、映像、画像、音声等を組み合わせるによりデジタルコンテンツの製作を行う事業をいう。）

五 その他産業の高度化に寄与する事業であつて規則で定めるもの

(四) コールセンター事業（委託を受け、コンピュータと通信回線を用いて、顧客に対して受信又は発信する業務を行い、その業務により得られるデータを蓄積し、又は加工したものを提供する事業をいう。）

備考 一の表から三の表まで並びに四(一)の表及び(二)の表に掲げる業種は、日本標準産業分類による。

別表第三第一号を次のように改める。

一 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）第二十四条第五項の規定により同意を受けた高度技術産業集積活性化計画に係る高度技術産業集積地域
別表第三中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。
別表第四を削る。

附則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第三の改正規定並びに次項及び附則第五項の規定 公布の日

二 第三条第一項第三号イの改正規定、同号ハを削る改正規定及び同項第七号イ(二)の改正規定並びに別表第四を削る改正規定並びに附則第六項の規定 平成十三年十一月十三日

2 この条例による改正後の北海道企業立地促進条例（以下「改正後の条例」という。）別表第三第一号の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道企業立地促進条例（以下「改正前の条例」という。）第三条第一項の規定により指定を受けている者に対する当該指定に係る助成の措置については、なお従前の例による。

4 改正前の条例第三条第一項の規定に該当するISO登録工場又は特定事業所等であつて改正後の条例第三条第一項の規定に該当しないもの（附則第六項及び第八項に該当するものを除く。）に係る助成の措置については、なお従前の例による。この場合において、当該工場又は特定事業所等に係る指定は、平成十四年五月三十一日までに限って行うものとする。

5 旧新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）第三条第二項の規定により新産業都市の区域として指定された区域（小樽市、室蘭市、江別市、登別市、伊達市、北広島市、石狩市、余市郡余市町、虻田郡虻田町、白老郡白老町並びに勇払郡追分町、厚真町及び鶴川町の区域に限る。）内において、平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新設し、又は増設した工場、施設又は特定事業所等（以下「工場等」という。）については、改正後の条例別表第三に掲げる地域内に立地したものとみなす。

6 平成十三年十一月十三日以後に改正前の条例別表第四に掲げる地域内に立地する工場等に係る助成の措置については、なお従前の例による。この場合において、当該工場等に係る指定は、平成十六年十一月十二日までに限って行うものとする。

7 附則第三項、第四項及び前項の規定にかかわらず、附則第三項の規定により助成の措置を受ける者については改正後の条例第四条第三項の規定を、附則第四項又は前項の規定により助成の措置を受ける者については改正後の条例第四条第二項及び第三項の規定を適用する。この場合において、同条第二項中「前項（第七号を除く。）」とあるのは「北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例（平成十三年北海道条例第六十三号。以下「改正条例」という。）附則第四項又は第六項」と、「同項」とあるのは「改正条例附則第四項又は第六項」とする。

入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

第六項」と、「補助金の額から」とあるのは「補助金の額（雇用増を基準として算定され、交付された補助金の額を除く。）から」と、同条第三項中「前条第一項」とあるのは「前条第一項又は改正条例附則第三項、第四項若しくは第六項」と、「同項第一号」とあるのは「同条第一項にあつては第一号」と、「又は第六号の規定」とあるのは「若しくは第六号又は改正条例附則第三項、第四項若しくは第六号の規定」と、「補助金の額は」とあるのは「補助金の額（改正条例附則第三項、第四項又は第六号の規定による助成の措置に係る補助金にあつては、特定事業所等に係る補助金及び雇用増を基準として算定され、交付された補助金の額を除く。）は」と、同項第二号中「第一項第一号の二から第四号まで」とあるのは「第一項第一号の二から第四号まで又は改正条例附則第三項（試験研究施設に係るものを除く。）、第四項若しくは第六項」と、同項第三号中「第一項第六号」とあるのは「第一項第六号又は改正条例附則第三項（試験研究施設に係るものに限る。）とする」。

8 附則第五項の規定により改正後の条例別表第三に掲げる地域内に立地したものとみなされた工場等に係る助成の措置の対象については、改正後の条例第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、ISO登録工場については同項第一号の二に規定する大規模工場等と、エンジニアリング業、産業用設備洗浄業及び非破壊検査業に係る特定事業所等については同項第七号イに規定する特定事業所等とみなす。

9 改正後の条例第四条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に道の他の補助制度により補助を受け、かつ、改正後の条例第三条第一項の規定による指定の対象となった工場等について適用する。

10 改正後の条例第四条第三項の規定の適用については、改正前の条例第四条第一項第一号から第四号まで及び第六号の規定により交付された補助金は、それぞれ改正後の条例第四条第一項第一号の二から第四号まで及び第六号の規定による補助金とみなす。

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第六十四号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和三十九年北海道条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
別表第五入学料の項中「五、五五〇円」を「五、六五〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、一〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後において、転学又は編入学をした者に係る入学料の額は、この条例による改正後の北海道立学校条例別表第五の規定にかかわらず、当該者が転学又は編